

各 位

亀山市 子ども総合支援課 母子保健グループ

令和6年度 産婦健康診査県外等受診費の一部助成について

亀山市では、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から切れ目のない支援体制を整備するため、県外等の医療機関や助産所において産婦健康診査を受診した人に対し、その費用の一部を助成します。

記

< 対 象 者 > 亀山市に住所を有し、概ね産後 2 週間または産後 1 か月に、県外等の医療機関や助産所で産婦健康診査を受診する産婦

< 受 診 内 容 > 市が県内契約医療機関等と委託契約している健康診査の内容（全て実施の場合が対象）

< 助成上限金額 > 1 回 5,000 円

< 助成回数 > 出産 1 回につき、2 回以内（概ね産後 2 週間または産後 1 か月）

< 申請受付期限 > 健康診査を受診した日の属する年度の末日

受診日が令和7年3月31日以前の場合：令和7年3月31日（月）

受診日が令和7年4月 1日以降の場合：令和8年3月31日（火）

※期間を過ぎますとお支払いできませんのでご注意ください。

< 助 成 方 法 >

(1) 受診費用は医療機関に全額支払ってください。

(2) 下記の①②③を子ども総合支援課 母子保健グループへ提出してください。

申請時には、**通帳・印鑑（請求者と窓口来所者が異なる場合のみ）**をご持参ください。

①助成金交付請求書（様式第1号）（申請者記入）

※請求者（産婦）と助成金振込口座の名義人は同一にしてください。

②助成金領収書（様式第2号）（医療機関記入）

※医療機関が発行する産婦健康診査に係る支払額が確認できる書類でも可（コピー不可）

③産婦健康診査結果票（A4 両面）

(3) 後日、助成金を指定された口座に振り込みます。

※ゆうちょ銀行へ振込みをご希望の方へ

通帳2ページ目の銀行使用欄に【店名】【店番】【預金種目】【口座番号】の表示があるもののみ振込みが可能です。

【問合せ窓口】

亀山市 子ども総合支援課 母子保健グループ

住所：〒519-0164

三重県亀山市羽若町 545 番地

亀山市総合保健福祉センター あいあい

電話：0595（98）5003 ※平日 8：30～17：15